令和2年度第1回岩手県文化財保護審議会 会議録(審議内容)

(1) 岩手県指定文化財の指定について(1件)

【種 別】 無形民俗文化財

【名 称】 田代念佛剣舞

【担当委員】 中嶋 奈津子 委員

【熊谷会長】

審議に入らせていただきます。先ほど教育長から、岩手県の指定文化財として1件、岩手県の指定文化財の追加指定として1件、合計2件について諮問をいただきました。最初に「田代念佛剣舞」について審議を進めさせていただきます。それでは事務局から提案お願いします。

【岩渕文化財課長】

お配りの審議資料に基づきましてご提案申し上げます。14ページ「資料 2-1」を御覧ください。種別、無形民俗文化財。名称・員数、田代念仏剣舞。所有者の住所・氏名、岩手県宮古市区界 2-310、田代念佛剣舞保存会、会長、黒澤良一。文化財の所在場所、岩手県宮古市区界(旧川井村門馬地区)。

指定理由、田代念佛剣舞は、宮古市区界(旧川井村)に所在する民俗芸能で、主に盆供養 として毎年8月15日に行われている。

成立時期については、文化年間(1804-1817)に田代村の去石仙仁門が仙台七木田(七北田か)の酒屋に出稼ぎに行っていた最中に習い覚えて巻物を授与されたとの伝承がある。戦時中でも盆供養だけは欠かすことなく行っていて、さらに、戦後早くから盛岡市で発表会を行うなど精力的に活動を行い、現在に至っている。過疎化が著しい地域ではあるが、地元の小中高生を中心に毎週継続して練習を行いその継承に努めているほか、保存会が地域行事を主催するなど、地域の核となって活躍している。

芸態としては、太鼓、笛、鉦による囃子と扇などの道具を持った踊り手により構成され、芸能の内容は、回向(供養)を目的とする儀礼的な「御墓踊」と、円陣となって踊る「剣舞」とに大別される。

御墓踊は、渋草沢地区の田代念佛剣舞供養塔(昭和 51 年 10 月建立)前や去石地区の剣舞創始者の墓所で行われるほか、初盆の死者の墓前で門打ちとして欠かさず行われている。門打ちの後には、保存会員による「巻物開き」が行われる。このように、昔からの一連の儀式・儀礼を継続・保存しているものである。

剣舞は、御墓踊の後に行われるほか、主に巻物開きの後に地区の集会所で披露している。 独特の太鼓の拍子、扇や長刀をまわしながらの踊りなど、道具の使い方にも高い技量が認め られるほか、かつて10演目存在した中で、現在においても7演目を継承している。

同系統の念佛剣舞は、宮古、盛岡の各方面に成立しているが、その中において、宮古市岡村(現:箱石岡村)や盛岡市銭掛(現:新庄字銭掛)などが田代からの伝承とされるほか、 ^{888 がゆうたかだて} 盛岡の大ケ生高舘剣舞が、長期にわたる休止期から再開する際に田代から教わったとするなど、芸能を通しての周辺地域との多くの関わりがなされている。

これらのことから、田代念佛剣舞は、古式の儀礼や芸能の形態、技能を現在に伝えていること、周辺地域における同系統の芸能との関係性を考える上で重要であること、さらには、 今後も継続的に活動を行い、地域の中核としての役割が期待されることから、岩手県指定無 形民俗文化財として指定するのにふさわしいものと考える。

【岩手県指定文化財指定基準】、第4 無形民俗文化財指定基準、2 民俗芸能(2)芸能の変 遷の過程を示すもの、(3)地域的特色を示すもの

以上になります。よろしくご審議をお願いいたします。

【熊谷会長】

ただ今、事務局から宮古市の田代念佛剣舞について提案がございました。これはお手元の 資料 15 ページに有りますように宮古市(旧川井村)の無形民俗文化財として指定されてお りますが、県指定にしようという提案であります。これについては、本日、関係する現物に ついて一部展示もされておりますが、調査を担当されました中嶋委員におかれましては、追 加の説明等がございましたならばお願いします。

【中嶋委員】

まず、名称ですが、今ご紹介いただきました田代念佛剣舞保存会保存会ということで審議にかけたいと思います。年代ですが、文化年間に田代村の去石仙仁門が仙台の七木田の酒屋に出稼ぎに行きまして、その最中に習い覚えて巻物を授与されたということが伝えられております。このことにつきましては仙台に七木田という場所が無く、おそらく七北田という場所ではないかと考えております。この七北田であれば一番古い酒屋さんがございます。ただ、この時代に出稼ぎに行けたものなのかどうか良くわからないので、あくまで伝承として捉えていただけましたならば有難いです。そして念佛剣舞は、明治22年に近郊の村々(箱石岡村ほか)にも伝授されています。また昭和初期までは平津戸という場所にも田代の剣舞が伝授されて踊られてきました。加えて、盛岡方面の銭掛にも伝授されています。

「念仏踊り」というのは、踊りや舞に念仏が融合したものと言われており、盆や忌日、彼岸、命日などに死者供養として踊られる念仏芸能として一般的です。もともとは鑑などを打ち鳴らして仏様の周りをまわるというシンプルなものでした。これらが各地に伝承され、例えば施餓鬼行事のときなど、太鼓をならし鉦をならして念仏を唱えるというものもあります。こうした芸能は本来前後左右に少し動く程度のものなのですが、やがて人に見られて楽しまれるものに変わっていくという経過を辿ります。念仏系の芸能で特徴的なのは、被り物

で、このように笠をかぶり、そして笠には簡単な造花が付けられています。これは仏様に捧げるお花ということや、あるいは浄土をあらわすということで、ここから造花の文化が発展していきます。

念仏剣舞の分類というのがございます。北上の鬼剣舞などは非常に有名です。剣舞は風流 念仏踊りの一種とされますが、以下のように分類されます。まず一つは大念仏系と呼ばれ、 採物を (とりもの: 手に持つもの) 手に持って輪になったり縦列になったりして念仏を唱え 踊るものです。その中でも大笠という大きな笠を回すものがありますが岩手県で特徴的なものです。もう一つは阿修羅系踊りです。太刀を振りかざして荒々しく踊るもので田代念仏 剣舞が含まれます。その中でも仮面をつけるものつけないものがありますが、田代は仮面をつけないものとして分類されます。板用肩怒剣舞は面をつける阿修羅系の踊り、剣を持って 勇ましく踊るというものです。田代念仏剣舞の場合、剣は持ちますが面は付けない。そして美しい衣装を纏って踊るという種類の芸能です。念仏剣舞は岩手におよそ 130 団体登録されています。その中でもだんだん出来なくなってきている芸能の一つという位置づけであるということを御理解いただきたいと思います。

それでは報告書に従い説明いたします。まず経過ですが今まで中断した記憶がないということです。戦没者などもあるため盆の供養は欠かさず行ってきたとのこと。そして終戦の3年後に開催された盛岡市の芸能発表会に出演するという力を維持していたようです。以来、中止中断することなく、伝承活動が継承されています。以前は長男のみが踊ることを許されていましたが昭和50年ごろからは地域の子供は誰でも参加できることになり、現在でも小学生になると6月から週2回の割合で練習に参加しています。旧川井村では11月に郷土芸能祭が行われますので、それに出演する際には11月まで練習を継続するということでした。保存会の会員は高校生以下7名、成人が13名の合計20名で会長を中心として活動をしており、昭和47年に保存会を発足しております。昭和60年には子供組を発足しており、61年には剣舞の後援会が発足しています。

衣装について、お囃子の方は妻折笠という平たい笠を被っているのが特徴です。脚絆に草履、着物という出で立ちで三色のしごきを両腰に垂らしています。踊り手の方々も同様ですが、演目によって花笠、鳥兜をかぶるか鉢巻をする出で立ちです。身頃が麻、現在は通気性の良いメッシュを使っているそうです。麻の身頃の袖柄襦袢に浴衣の両袖を脱ぎ垂れにするとう出で立ちです。二色のしごきを両たすきにかけ、三色のしごきを左右の腰に垂らします。写真にあるシカは念仏剣舞の人が身に着けるものです。

道具について、参考までにこれは大念仏系のものですが、このように大きな笠を回して踊るものです。真ん中には三重の塔と花がある、これは浄土をあらわしているものです。これは大浦のさんさ踊り花笠ですが、このように念仏剣舞には造花の文化が見られることが多いです。シカにもお花の模様が付けられていますが、田代念仏剣舞の花笠も同様に浄土を表すという意味合いがあります。ですが、田代流の剣舞のなかで笠をかぶっているのはここだけですので、これがなぜなのかということは将来的には課題となろうかと思います。

道具については、扇、太刀、長刀といったものを持って踊ります。

芸態について、構成は囃子方が全部で8名、それに踊り手が加わるのですが、お墓や初盆の家の前で死者を供養する「御墓踊り」、そして回向を行ってから「剣舞」を2演目ぐらい踊ります。剣舞は全部で10演目ありますが、現在はこのうち7演目を伝承しています。その中でも踊りは「御墓踊り」と「剣舞」に分かれます。資料17ページ下になりますが、渋草沢地区に供養塔がありまして、南無阿弥陀仏碑として嘉永6年に建立したこの前で「御墓踊り」を踊るというのが決まりとなっています。そして18ページ「剣舞」は、基本的には出端(では)・中踊(なかおどり)・引端(ひきは)の3つで構成され、この3段で一庭(ひとにわ)となります。この剣舞にも「庭ならし」、「七つ物」など10の演目があることになっていますので、かなりの内容を子供たちも記憶しているということになります。

資料 19 ページです。8月 19 日初盆の家で回向の供養を行うときは、家の縁側に位牌と写真を出して、その前で縁の下に水をかけ御墓踊りと回向を行ってから剣舞を舞います。初盆の家の墓でも踊るのですが、その時は御墓踊りと回向をして終了となります。舞の内容について、写真にあるのは「高館」というもので長刀を振るって勇ましく踊るという内容です。この舞いがあるところは高館念仏剣舞と呼ばれており、念仏剣舞の象徴的なものです。この写真は御墓踊りです。先ほどとは一転して採物を扇に代えて踊る美しい舞です。その中でも「礼命」という、呼んでいただいたところに礼を込めて踊るものもあります。

次に儀式について、この田代念仏剣舞は舞だけではなく評価すべきは「巻物開き」という 儀式であります。盆供養の門打ちが終わり宿の(巻物を預かる家)の仏間において剣舞伝承 者において「巻物開き」という儀式を行います。これも途絶えることなく続いているもので す。この写真のように保存会員が大きな輪になって座り、庭元と太夫が巻物を開いて右の人 に送っていく、という方法で行われます。長い巻物ですので右渡しに皆が大事に手に取りな がら眺めてゆきます。この巻物は本来、剣舞の担い手だけが見ることができますが、皆さん は「見るというよりも拝むという気持ち」で拝見しているということでした。現在でもこの 「巻物開き」を行っておりますが、この日以外に巻物を開けることは無いそうです。あるい は、以前はよその人が入ってくると巻物は開かないという習わしもあって非常に厳格でし た。実は今回この場でお見せしたいとお願いしたところ、お断りされまして、それも貴重な 民俗なのかなと思った次第です。写真も拒否されたのですが、宮古市の担当者が何度もお願 いしてくれまして、何とか写真を使うことは認めていただきました。本日は現物大の写真と して準備していますので皆さんにご覧いただきたいと思います。

行われる時季は毎年6月第3日曜日、兜神社(兜明神社)祭典で剣舞を奉納します。そしてメインとなるのは盆供養です。周辺の念仏剣舞との関連も非常に重要です。宮古方面のみならず盛岡方面にも念仏剣舞が伝播しており、藩政期の上田通代官所所管内を中心に伝わった剣舞といえます。銭掛剣舞には明治27年に伝わっておりますが、これは山仕事や馬の放牧の関係などで田代地域の方々と縁が深かったということで、古い時代から婚姻関係のある地域です。民俗芸能というものは何も関係の無いところには絶対に伝わりませんので、

このように婚姻関係で伝わるというのは非常に大事な点です。あるいは盛岡には大ケ生剣舞という同じ系統のものがあります。田代が古いか大ケ生が古いかということになりますが、大ケ生は盛岡市内に幾つか弟子を持っております。現在も頑張って活動されておられるのですが、これが一時出来なくなったことがあります。そして復興する際に、田代念仏剣舞から踊りを習い直して復興して、現在に至るという現状があり、互いに行き来して教え合ったということであります。田代念仏剣舞が長く続いたので大ケ生が続き、盛岡にも念仏剣舞が継承されていると考えても良いのではないでしょうか。因みにこの筋の剣舞は同じように巻物を持っており、同様に「巻物開き」という儀式を行っております。残念ながら出来なくなってしまったところもあります。この巻物については剣舞阿修羅秘伝の法則というもので年代作者不明で記載がありません。十三仏信仰に基づいて書いています。

所見について、まず1番は死者供養儀礼の維持・保存です。盆の行事を、巻物開きを含め て欠かさず行っている点が評価できると思います。そして2番の演目の維持・保存ですが、 戦後3年で発表会に出演しその後も継続していること、演目も7演目は維持し内容も昔と 変えていないということで、特に扇を翻すという難しい技をいとも鮮やかに行っておりま すが、これは技量的には非常に高いもので、子供たちが上手に行っているということも評価 に値すると思います。そして保持団体の継続性と将来につきましても 30 代、20 代と若手が 多く、地域的には過疎化が進行しておりますが練習は継続していて、念仏剣舞については将 来性に不安は無いものと考えられる。最後に先行研究との整合でありますが、今回の調査に より大ケ生の巻物の成立が 1799 年(寛政 11 年)であること、田代の巻物の銘はありません が内容を拝見し、田代の念仏剣舞の巻物が大ケ生の起源である可能性があるということが わかりました。したがって、盛岡周辺の念仏剣舞や田代の念仏剣舞は遅くとも寛政年間には 踊られていたと推測されます。というのも踊り自体が伝わった年代と、巻物が作成された年 代というのは少しズレがあると考えており、別であると考えていただければよろしいかと 思います。飯坂真紀さんは旧川井村そして盛岡の高館剣舞が伝わった集落の交流を可能に したのが、馬の守護として信仰を集めた兜明神社の祭であったことを指摘しています。また、 先ほども申しましたが、盛岡に弟子を持つ大ケ生の剣舞が中断してしまった後、田代から習 い直したということも双方の聞取りから判明しております。

以上のことから、盛岡周辺の剣舞は少なくとも寛政年間までさかのぼることができ、なかでも田代念仏剣舞は儀礼及び踊り・演目が休止されることなく維持され、明治以降は田代から踊りがほかの地域に伝授されるなど古式を残していると言えます。また、田代念仏剣舞が長期に存続したことから、その芸態や儀式の形式が閉伊川沿いの地域の高舘念仏剣舞に影響を与えていることが考えられます。とくに大ケ生高舘剣舞との関わりから、旧川井村周辺のみならず、盛岡市近郊の念仏剣舞の変遷を知るうえで、田代念仏剣舞は重要な存在と言えます。加えて、花笠をかぶるのは田代剣舞のみで、今後の調査研究課題とはなりますが、花笠は大念仏系の大笠の名残とも推察されます。こういった歴史性を含み、今後の将来性もあるということから、岩手県無形民俗文化財指定基準の(2)芸能の変遷の過程を示すもの、

(3) 地域的特色を示すものとして、その候補に提示させていただきます。

【熊谷会長】

ただいま中嶋委員から補足説明がありましたが、何かご質問、確認事項等ございましたならばお願いいたします。

【熊谷会長】

銭掛では、巻物開きは現在も実施しているのでしょうか。

【中嶋委員】

現在は出来ておりません。大ケ生はやっております。

【兼平委員】

指定に異論がある訳では無いのですが、先ほどの指定理由のところで、去石仙仁門が仙台の七木田、これナナキタダではなくナナキタで問題ないです。古文書で七木田と書かれていても問題ありません。ふりがなでナナキタと振っておいた方がよろしいかと思います。それから、出稼ぎに行ったことについての疑問を持たれていたようですが、盛岡藩領の人達は北であれば松前藩に出稼ぎに行っています。ニシン漁が盛んになれば。丁度文化文政とか近世中後期になると行っています。仙台藩についても以前は藩境を越えると処刑されるようなイメージですが、近年の研究では出稼ぎというのは多くみられる、あるいは江戸時代駆け落ちといって行方をくらました人が仙台藩で稼いでいるという例も雑書などから読み取ることができます。私が見た雑書の記録でも七北田に行って、駆け落ちした人が歌の師匠か何かやって手習いでしょうか、やって暮らしていたけれどもやはり故郷が恋しくなって盛岡に帰ってきたという事例もありますので、これについては疑問というよりは、最近の研究成果とも合致していると思います。

【熊谷会長】

先ほど中嶋委員からも説明がありましたように、この田代念仏剣舞は盛岡周辺それから 宮古街道周辺の念仏剣舞の成立、伝播というものを考える上でもコアになる芸能であると いう評価をいただきました。それも含め、文書が伝成されているということも非常に重要な ことだと思いますが、今回は芸能として、無形民俗文化財として指定の措置を取りたいとい うものであります。文書等の扱いについてはまた議論があるとは思います。詳細な検討が必 要であるとも思われますので、今回は無形民俗文化財としての価値についてご審議いただ ければと思います。

【窪寺委員】

指定理由の最初の説明でちょっと私自身理解が難しいところがあったのですが、いま兼 平委員のご指摘で納得できました。もう一つ、念仏踊りに大念仏系と阿修羅系があると、そ れでこの阿修羅系の中で、つまり仙台方面から伝承された可能性はある訳ですよね。全国的 な視点から見た時のこの田代念仏剣舞はどのように位置づけられるのでしょうか。

【中嶋委員】

例えば仙台周辺の念仏剣舞が伝わってきた可能性は十分にあるのですが、いま現在仙台 周辺で確認される念仏系踊りは、タイプが違うのです。むしろ盛岡藩領の念仏剣舞と似てい るところがあります。考えるに、同じように出稼ぎに行った同郷の人から教わったものとい う可能性が考えられます。そして、全国的にはこのような念仏系の踊りは遊行僧が伝えてい ます。宗教者によって伝えているものなので、この場合は「出稼ぎに行って」となっていま すが、そういった方々が関わっているであろうことは考えられると思います。

【窪寺委員】

やはり県指定とする場合、全国的な視点からどのように位置づけられたかということは 関心が強い。今後の研究課題なんだろうと思ってお聞きしました。

【山本委員】

笠の上に造花を付けるということで、その造花について花は違っていないのでしょうか、 それから起源がその念仏系が造花の始まりというご説明でしたが、昔は造花が無くて生花 だったと思いますし、いつ頃から造花になって造花にする時の材質、どういうもので造花に したのかということについて教えていただきたいと思います。

【中嶋委員】

造花の文化について先ほど申し上げましたが、どこまで遡れるかは別として、文化時代には存在していたと思います。と申しますのは、先ほどの大吠森念仏剣舞の文化時代の巻物には、今とほとんど形状の変わらない大笠の絵図がございます。素材は紙です。和紙は高級なものだったと思います。お花の種類については、花の名前を書いているわけではないので微妙なところもありますが、やはり牡丹とか蓮華、蓮というものだと思います。

【窪寺委員】

祭でいつも気になっているのですが、囃子の身頃が麻であると。現在はメッシュ。こういうのは県指定になった場合には麻に戻して欲しいとか、そういうことは無いのでしょうか。 私は相馬の野馬追を最初から最後まで見て、問題点を指摘して欲しいと依頼されて調査をしたことがあるのですが、その際にはこのような(現代的なもの)を全部元に戻すように指摘したことがあります。いかがでしょうか。

【中嶋委員】

通気性を求めて割と最近にメッシュにしたと伺いました。もう一つ、麻は現在入手困難であることから、そういったことも関係していると思っています。その上でどうするかということになろうかと思います。それと、先ほどの遊行僧(宗教者)のことについて、唱導僧というのが例えばこの田代、そして大ケ生、根田茂、砂子沢の地域はどれも同様の念仏剣舞が伝わっておりますが、これらの地域は自光坊配下の成善院という方の霞なのですね。ですから宗教者が全くかかわっていないわけではないということです。そういった関わりが無ければ伝わらないと考えられます。

【熊谷会長】

戦後まもなくわずか3年で盛岡の公演会に出演したというのがあります。これはおそらく森口先生の民俗芸能祭だろうと思うのですが、第1回ではないですよね。第1回からずっと継続してやっている団体であるということであれば、まさに岩手県の民俗芸能史の巻頭を飾るという芸能であろうと。森口多里の推挙のものであろうとも思いますが、そのあたり、第何回目に出演したとかそのような情報は確認されましたか。

【中嶋委員】

もちろん何の大会だったのか伺ったのですが、わからないとのことだったのです。その時代にそんな芸能大会などは巷でやっている訳では無いので、おそらく今うかがって、そうなのかなと思っているところです。

【熊谷会長】

岩手が民俗芸能の宝庫たる評価を受けているのは、戦後まもなくの森口先生らによる民俗芸能祭が一つの契機となったと、いうことを考えるとそれに関係する芸能でもあるという評価もできると思います。その他、特に無ければここで評決を取らせていただきたいと思います。

それでは、先ほど教育長から諮問のありました「田代念佛剣舞」について、これを岩手県 指定無形民俗文化財に指定することについてご異議ございませんか。

【委員】

(全員) 意義無し。

【熊谷会長】

それでは、提案の通り指定する旨、答申することとします。ありがとうございました。 続きまして審議の(2)、前回ご審議いただきました「八木巻神楽」の附について、本日

(2) 岩手県指定文化財の追加指定について(1件)

【種 別】無形民俗文化財

【担当委員】中嶋 奈津子 委員

【岩渕文化財課長】

それでは「資料 2-2」、30 ページになります。種別、無形民俗文化財追加指定、名称・員数、八木巻神楽、附、安政 6 年銘、獅子頭権現幕、獅子頭 2 頭、明治 3 3 年銘、神楽衣装(千早)、附以下を追加指定するものであります。所有者(保持団体)の住所・氏名、保持団体、八木巻神楽保存会、代表、佐々木隆嗣、附とする神楽資料の所有者、八雲神社別当、佐々木幸一、文化財の所在場所、岩手県花巻市大迫町外川目 6-17 佐々木幸一氏宅。指定理由、八木巻神楽は花巻市大迫町外川目に鎮座する八雲神社の奉納神楽で、近世期以降の大迫外川目地区における神楽の変遷を顕著に示すものとして、岩手県指定文化財に指定されている(令和 2 年 4 月 7 日指定)。

今回追加指定する物件は、「安政六年銘 獅子頭権現幕」(1枚)、「獅子頭」(2頭)、「明 治三十三年銘 神楽衣装(千早)」(1着)の神楽資料4点である。

「安政六年銘 獅子頭権現幕」は、文字の流れから「白山妙理大権現」と思われる銘が残っているが、意図的に文字消しを試みた痕跡があり、かつて八木巻を含む外川目地域に白山信仰が浸透していたことを伺わせると同時に、その後、明治時代初期の神仏分離令によって、「大権現」の使用ができなくなった歴史的な経過を示すものである。

また、獅子頭権現幕は、傷むと米などを入れる袋に作り替えてしまうため、古いものを残している事例は殆どなく、まして江戸時代銘の入ったものは希少である。

「獅子頭」については、大小2つがあり、年記はないものの、代々別当家に伝わるもので、 形状などから古い時代のものと推測される。

大きいものは、荒削りで素朴な作りであり、銘もないことから地域住民もしくは民間宗教者により作成されたことが推察される。また、獅子頭の内部には握りが付き、わずかではあるが歯を合わせた痕跡があることから、神社に奉安されるだけでなく、祈祷あるいは舞にも使用されていたことがわかる。一方で小さいものは、内部に握りが無く、祈祷のみに使用されたことが伺える。

「明治三十三年銘 神楽衣装 (千早)」は、背面に「明治三十三年 奉納山神社 九月十 二日 八木巻連中」と墨字で記されているが、このような銘のある神楽衣装が保存されてい ることは、周辺の神楽団体と比較しても貴重なものである。神楽衣装の千早は、神楽舞の中でも重要な「山の神舞」などの演目で着用される。この衣装から、八木巻神楽は明治時代には、祈祷の「権現舞」以外に神舞などの幕神楽の演目を行っていたことがわかる。

以上、上記の神楽資料は、外川目地区における信仰の様相や神楽の芸態及びその継承の過程を示すものであり、八木巻神楽の価値を考える上で重要な資料であることから、追加指定としてその保護を図るべきである。【岩手県指定文化財指定基準】、無形民俗文化財指定基準2民俗芸能、(2)芸能の変遷の過程を示すもの、(3)地域的特色を示すもの。以上です。よろしくご審議をお願いします。

【熊谷会長】

この物件については、御案内のように前回の審議会の席上で、八木巻神楽を指定する際に、 関係の資料として重要ではないかと委員の先生方からのご指摘で、附として追加指定した いとのことです。調査を担当した中嶋委員から補足説明があればお願いします。

【中嶋委員】

これらは神楽の変遷をあらわす資料としてのみならず、地域の歴史をもあらわすものであるという考え方で、特にも古いもので信仰の象徴となるものを選択いたしました。特に獅子頭権現幕については、古いものは大抵米袋に作り替えてしまうので、明治以前のものはほぼ見つかっていないと思われます。一般的には明治のものでも古いくらいですが、八木巻の場合には明治期のものもありますし、なかなか見つからない江戸期のものも持っているということで非常に価値があると思います。同様に衣装に銘が付いているものを保存している事例というのもあまりありませんので、質素な衣装ではありますが銘が入っているという点で価値があるかと思います。獅子頭については、現在使われている権現様よりもかなり大きくて重いものであります。ですから神楽がまだ権現舞しかやっていなかったような時代に、そこに奉安して祈祷をやっていたのかというふうに考えたのですが、実際に権現様の中には握る場所がありまして、祈祷の時に歯を合わせた痕跡がありますので、実際にあの大きな権現様も回して祈祷を行っていたということがわかります。このような意味で非常に価値があると思います。以上です。

【熊谷会長】

よろしいですね。それでは評決させていただきます。教育長から諮問のありました県指定無形民俗文化財「八木巻神楽」について、附という形で資料 30 ページにありますように、安政6年銘、獅子頭権現幕、獅子頭2頭、明治33年銘、神楽衣装(千早)、以上を追加指定(附)として扱わせていただきたいと思います。

これを追加指定することについてご異議ございませんか。

【委員】

(全委員) 意義無し。

【熊谷会長】

それでは、提案のとおり岩手県指定文化財として追加指定する旨、答申することにさせていただきます。 ありがとうございました。

次に、8その他ですが何かございますか。

【兼平委員】

先ほどの田代念仏剣舞の巻物を見せて頂いた訳ですが、非常に良いものであると感じております。また先ほど宮古市の担当者の方から大ケ生の巻物も見せていただきましたが、やはり中嶋委員が言われたように田代の方が絵もしっかりしています。それから文字も。他の委員も言っておられましたが、なかなか良いものだと思いますので、是非こちらについても、どのような形になるかわかりませんが、田代念仏剣舞を裏付けるものでもありますので調査を継続していただきたいと思います。

【熊谷会長】

独立させて指定することも含めて、検討していただければと思います。

【中嶋委員】

銘が無い状態でも可能でしょうか。

【熊谷会長】

関係資料から年代を推定するということ、それからオリジナルなものであること、表具はともかくとして内容的にどのようなものなのか、こうした阿修羅系の中に、例えば山立権現のように、いろいろなところに伝世されていくものなのか、神楽の巻物について全体の中で評価していただければと思います。